

容器包装廃棄物分別収集計画書 (令和2年度～令和6年度)



長崎県北松北部環境組合

(平戸市・松浦市)

目 次

1. 分別収集計画の目的
2. 基本方針
 - (1) 基本的方向
 - (2) 役割分担
3. 計画期間
4. 対象とする容器包装廃棄物
5. 容器包装廃棄物排出の見込量（法第8条第2項第1号）
6. 容器包装廃棄物の排出抑制に関する方策（法第8条第2項第2号）
7. 容器包装廃棄物の種類及び分別の区分（法第8条第2項第3号）
8. 分別収集適合物並びに特定分別基準適合物の見込量（法第8条第2項第4号）
（組合分、平戸市・松浦市分）
9. 分別収集適合物並びに特定分別基準適合物の見込量の算定方法
10. 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）
12. その他分別収集の実施に関する必要な事項（法第8条第2項第7号）

1. 分別収集計画の目的

近年、経済発展に伴う生活様式の多様化や消費者意識の変化などによって、廃棄物の排出量がますます増加し、その質も多様化してきている。

また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄物から得られる物を資源として有効に利用していくことが強く求められている。

その一方で、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域住民の環境への意識の高まりや一般廃棄物の広域化処理の必要性などから、本組合も各組織団体の協力を得て新施設を建設し、平成16年度から本格的な処理が開始されたところである。加えて、管内の最終処分場も次第に手狭になりつつあり、分別収集の徹底とともにその減容化は重要な課題となっている。

このような状況のもと、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、極力地球環境に対する負荷を少なくし、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄などに支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成、いわゆる「ごみゼロ社会」を構築していくことが大切である。またそのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが最も重要である。

北松北部環境組合の組織団体においても、生活様式等の都市化現象などにより、ごみの発生量は増大し、その処理が困難性を深めつつあることは例外ではない。ごみ問題を解決する基本は「発生を抑制すること」であり、一方、「排出されたごみ」については分別収集し「ごみゼロ社会」を構築していくことにつながる。

そのためには、すべての住民、事業者、行政が一体となって、それぞれの立場でその役割を認識し、これを実行していくことが肝要である。

本計画は、このような現状把握のもと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物の中で相当量を占めている容器包装廃棄物を分別収集することにより、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を示したもので、廃棄物の中で再生できる資源の有効利用及び最終処分する廃棄物の軽減化を図り、もって、住民の快適な生活環境の創造と地域経済の安定に寄与することを目的とする。

2. 基本方針

(1) 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、次のことを基本とする。

- ① 管内の地域特性を考慮し、施設の能力に応じて確実に資源化される容器包装廃棄物を対象に積極的に分別収集する。
- ② 住民、事業者、行政の役割分担を明確化し、それぞれの役割にそって確実に実行できる分別収集システムを構築する。
- ③ 再生資源の経済効果を高めるため、回収廃棄物の完全資源化に努める。
- ④ 循環型社会の構築に向けて、発生の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進を図り、廃棄物に対する共通認識の元で意識の浸透を図る。

(2) 役割分担

本計画の基本的な役割分担は、次のとおりとする。

- ☆ 住民・・・分別区分を徹底し、分別排出ルールを厳守すること。
- ☆ 事業者・・・分別収集（回収）に協力すること。
- ☆ 行政・・・① 分別収集計画を策定し、計画の周知・徹底を図ること。
② 収集・運搬して、選別・保管すること。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直すものとする。

4. 対象とする容器包装廃棄物

本計画では、容器包装廃棄物のうち、次の9品目を対象として、分別収集する。なお、残るその他紙製容器包装についても、以後検討し分別収集の対象品目に追加する。

- ① スチール製容器 スチール缶
- ② アルミ製容器 アルミ缶
- ③ ガラス製容器包装 無色のびん
- ④ 同 茶色のびん
- ⑤ 同 その他の色のびん
- ⑥ ペットボトル
- ⑦ 紙製（飲料水）容器包装 紙パック
- ⑧ その他プラスチック製容器包装 トレイ
- ⑨ 段ボール製の容器包装 段ボール

5. 容器包装廃棄物排出の見込量（法第8条第2項第1号）

法第8条第2項第1号の規定に基づく、各年度における容器包装廃棄物の排出量を、次のとおり推計する。

容器包装廃棄物年度別地区別排出見込み量（全体量）〔単位：トン／年〕

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平戸市	352	346	340	333	327
松浦市	278	275	272	269	264
合計	630	621	612	602	591

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

ごみの減量化並びに容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、次の事項について、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で積極的な取組みを進めるものとする。

（1）排出の抑制リサイクルの推進

- ① 住民は商品購入の際には、つとめて買い物袋等を持参し、又は簡易包装化された商品等を購入するなど、容器包装の排出抑制に努める。
- ② 事業者は、商品の包装にあたっては、簡易包装やリサイクル可能な容器など、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装に努める。
- ③ 事業者理解と協力を求め、リターナブル容器・詰め替え商品・再生資源を原材料として使用した製品等の販売や製造を優先的に行うと共に再利用できるもの、資源となる物の引取りを積極的に推進する。
- ④ 市民が商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れて再利用、リサイクルできる商品を選択する等の「グリーンコンシューマー」意識の確立を図る。
- ⑤ 集団回収に出すことができる資源ごみについては、積極的推進の立場から、各団体の育成・支援に努め、集団回収の促進と協力を求める。

（2）教育・啓発活動等の推進

- ① 行政は、ごみ問題・環境問題について、各種の情報提供を行い、処理施設見学や排出抑制に関する環境教育・施設見学その他の啓発活動などによって、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの重要性など認識を高め、もって分別収集に協力しやすい環境づくりに努める。
- ② 住民・事業者・行政が一体となって排出抑制を推進するため、ごみ減

量化・リサイクル活動の体制づくりを進める。

- ③ 小・中学生にごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等を学んでもらうため、施設見学等を通して引き続き啓発していく。また大人向けには、地域での各種学習会等、あるいは出前講座などを通じて、環境問題への関心を呼びかけ、地域ぐるみの啓発運動への誘導を図る。

※施設説明用パンフレットや運営にかかる資料作成は組合で実施するが、各自治体における事例紹介や啓発運動は、ともに連携のうえに各自治体において実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集・分別の区分
主としてスチール製の容器		飲料用缶
主としてアルミニウム製の容器		
主として	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装		
	（うち白色トレイ）	トレイ

8. 分別収集適合物並びに特定分別基準適合物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

各年度において、容器包装廃棄物を分別収集して得られた物のうち、法第2条第6項の規定による分別基準適合物並びに法2条第7項の規定による特定分別基準適合物の量は、次のとおり推計する。

(1) 分別基準適合物

(単位：トン／年)

項 目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
主としてスチール製の容器	20	20	20	19	18
主としてアルミ製の容器	94	94	93	91	90
無色のガラス製の容器	81 (0)	79 (0)	78 (0)	78 (0)	76 (0)
茶色のガラス製の容器	90 (0)	89 (0)	87 (0)	86 (0)	85 (0)
その他のガラス製容器	199 (0)	196 (0)	193 (0)	190 (0)	187 (0)
主として紙製の容器で飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
主として段ボール製の容器	10	10	10	10	9
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	80 (0)	78 (0)	77 (0)	75 (0)	74 (0)
主としてプラスチック製の容器包装	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(うち白色トレイ)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	577.6 (0)	569.5 (0)	561.5 (0)	552.5 (0)	542.5 (0)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

以下、市ごとに表示する。

〔平戸市〕

(1) 分別基準適合物

(単位：トン／年)

項 目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
主としてスチール製の容器	10	10	10	9	9
主としてアルミ製の容器	46	46	45	44	43
無色のガラス製の容器	45 (0)	44 (0)	43 (0)	43 (0)	42 (0)
茶色のガラス製の容器	48 (0)	47 (0)	46 (0)	45 (0)	45 (0)
その他のガラス製容器	107 (0)	105 (0)	103 (0)	101 (0)	99 (0)
主として紙製の容器で飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
主として段ボール製の容器	6	6	6	6	5
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	36 (0)	35 (0)	35 (0)	34 (0)	34 (0)
主としてプラスチック製の容器包装	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(うち白色トレイ)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	299.6 (0)	294.5 (0)	289.5 (0)	283.5 (0)	278.5 (0)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

〔松浦市〕

(1) 分別基準適合物

(単位：トン／年)

項 目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
主としてスチール製の容器	10	10	10	10	9
主としてアルミ製の容器	48	48	48	47	47
無色のガラス製の容器	36 (0)	35 (0)	35 (0)	35 (0)	34 (0)
茶色のガラス製の容器	42 (0)	42 (0)	41 (0)	41 (0)	40 (0)
その他のガラス製容器	92 (0)	91 (0)	90 (0)	89 (0)	88 (0)
主として紙製の容器で飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	4	4	4	4	4
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	44 (0)	43 (0)	42 (0)	41 (0)	40 (0)
主としてプラスチック製の容器包装	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(うち白色トレイ)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	278 (0)	275 (0)	272 (0)	269 (0)	264 (0)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

9. 分別収集適合物並びに特定分別基準適合物の見込量の算定方法

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法を下記のとおり定める。

《平戸市の算定方法》

【直近年度(H28～H30)の分別基準適合物等の収集実績】×【人口変動率】
尚、人口変動率は直近5カ年度平均の人口減少率により次のとおり設定した。

実 績	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平均
収集人口(人)	33,921	33,319	32,692	32,116	31,641	—
対前年度比(%)	98.165	98.225	98.118	98.238	98.521	98.25

予 測	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収集人口(人)	30,543	30,009	29,484	28,968	28,461
対前年度比(%)	98.25	98.25	98.25	98.25	98.25

《松浦市の算出方法》

【直近年度(H28～H30)の分別基準適合物等の収集実績】×【人口変動率】
尚、人口変動率は直近5カ年度平均の人口減少率により次のとおり設定した。

実 績	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平均
収集人口(人)	24,461	24,099	23,811	23,393	23,062	—
対前年度比(%)	99	99	99	99	99	99

予 測	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
収集人口(人)	22,603	22,377	22,153	21,931	21,711
対前年度比(%)	99	99	99	99	99

10. 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

本計画により、資源物として回収する容器包装廃棄物の分別・収集・運搬は、その実施方法については、次のとおりとする。

廃棄物の種類		分別の収集	収集・運搬	選別・保管
缶類	スチール缶	指定(色別)ごみ容器	各自治体において、委託業者による指定日回収	組合の施設において、選別・梱包し保管する。 ※集団回収は直接資源化
	アルミ缶	同		
ビン類	無色のびん	同		
	茶色のびん	同		
	その他の色のびん	同		
ペットボトル		同		
紙パック		同		
段ボール、白色トレイ		各自治体において、委託業者による指定日回収又は自治会等の集団回収を業者が回収※		

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第6号）

北松北部クリーンセンターリサイクル施設において、缶類・ビン類・ペットボトルを選別、圧縮・保管する。また、ごみ処理施設に直接搬入された紙製容器、ダンボールも選別しリサイクルする。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ① 容器包装廃棄物の分別収集を円滑にそして効果的に進めるためには、住民・事業者、関係機関・団体等が一体となって協力することが大切であり、それぞれの組織団体において、ごみの減量化やリサイクルについて意見交換をすることができる、推進協議会的な組織の設置あるいはそういう機関との懇談会を実施する。
- ② 北松北部環境組合においては、現行の「北松北部環境組合一般廃棄物適正処理検討委員会」をさらに発展的に組織化しながら開催し、住民や事業所などの意見・要望把握に反映に努める。
- ③ 古紙回収にも力を入れ、段ボール等のほか古新聞・古雑誌などの古紙類の収集のため、集団回収実施団体の掘り起こしや、公共機関・小売店舗等に回収拠点の設置を進める。
- ④ 本計画で分別収集する以外の容器包装廃棄物で再生・資源化が可能なものについては、さらに調査・検討を進める。